

登別市立西陵中学校「いじめ防止基本方針」

令和7年4月1日

1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

2 いじめの基本認識

- ① いじめは、校内外を問わず全ての生徒に関係する問題であり、いじめを認識しながら放置することは絶対にあってはならない。
- ② いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす、絶対に許されるべきではない卑劣な行為であり、どの生徒にも起こりうる行為である。
- ③ いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の重大な影響を与えるもので、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるという基本認識に立つ。

3 いじめの防止基本理念

いじめが行われることなく、すべての生徒が安心して楽しく充実した学校生活を送ることができるよう学校全体で、いじめの未然防止、早期発見、さらにいじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に保護者や関係機関と密接な連携を図り対処するとともに事故の再発防止に努める。（「いじめ防止対策推進法」3条 抜粋）

4 いじめ防止のための基本事項

（1）具体的施策

①いじめ防止のための調査と分析

いじめ防止のための調査及び分析を年間計画に基づき実施する。また、調査終了後は校内組織により内容を分析し、必要に応じてその対応にあたる。

②校内におけるいじめの未然防止

いじめの未然防止のため、日常的に生徒の望ましい人間関係づくりを醸成し、教育活動全体の中でコミュニケーション能力を高める。

特に道徳教育においては、人間関係の充実を図ることを重点化し、特別活動ではいじめ防止に資する活動を活性化させ、生徒が自主的・実践的に活動を進めることができるように支援する。

さらに総合的な学習の時間においては、社会的資質を集団の中で体験的に学び、人間力を高めるよう実践する。

③保護者・地域・関係機関との連携による未然防止

コミュニティ・スクールの活動の一つとして、生徒の安全・安心のための担

当を創設し、地域、保護者、関係機関を含めた緊密な連携により、いじめの未然防止にあたる。具体的には、登下校時の挨拶運動や防犯パトロールを実施する。

④いじめの早期発見

いじめを早期発見するため、日常における教職員の連携を重視し、チーム支援を基本とした体制づくりを進め、定期的な調査及び教育相談活動を学校体制で行ない、いじめの未然防止に努める。

⑤ インターネットいじめの防止策

生徒や保護者への実態調査を行い、発信された流通性、匿名性その他の送信される情報の特性を踏まえ、インターネットいじめを防止し効果的に対処できるよう、啓発活動を行うとともに外部講師などを招き、いじめ防止研修会を行う。

⑥ いじめ防止に対する教職員研修の充実

いじめ防止対策推進法、いじめの予防、防止、措置などに関わる研修会を年間計画に位置付け、教職員の資質向上を図る。

(2) いじめ防止の措置

①いじめ防止のため次の校内組織を置く。

校内におけるいじめの防止を効果的に進めるため、以下の措置を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

「構成員」 校長 教頭 生徒指導部長 いじめ不登校係 養護教諭 等

「活動」 ・未然防止対策等の年間活動計画の作成

・調査及び分析、教育相談等の推進

・いじめ事案の対応に関すること

・いじめに関する生徒理解に関すること

「開催」 月一回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催する。

②いじめ防止のため保護者、地域を含めた次の組織を置く。

いじめ防止を多角的な視点を持って効果的に進めるため、「地域いじめ対策委員会」を設置する。

「構成員」 学校運営協議会代表、PTA会長、民生委員児童委員代表、

校長、教頭、生徒指導部長

「活動」 ・未然防止対策等の年間活動計画の承認

・調査及び分析、教育相談に関する報告

・いじめ事案の対応に関する検討

・いじめに関する生徒理解に関する検討

「開催」 定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催する。

⑦ いじめに対する措置

- ・いじめ相談を受けた場合は、即日もしくは数日以内に教師や生徒などを対象に調査を行い事実の有無の確認を行う。
- ・いじめが確認された場合は、即座にいじめをやめさせ、情報を開示しながらいじめを受けた生徒や保護者へ緊密な支援を行い、いじめを行った生徒や保護者に対しては指導助言を継続的に行い、再発防止に努める。
- ・いじめを受けた生徒が、安心して学校生活を送るため、必要な状況が生じた場合は、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒を、保護者と連携を図りながら、一定期間家庭学習及び別室で学習させる措置を講じる。
- ・生徒、保護者含めいじめの関係者における争いを生じさせないため、いじめの事実及び対処の仕方を共有するため必要な措置を講じる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめの事案については、教育委員会及び所轄警察署など関係機関と連携し対処する。

(3) 重大事案の措置

生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いや、相当期間欠席を余儀なくされている疑いがある時には、以下の対処を講じる。

- ① 大事態が発生した場合は、登別市教育委員会へすみやかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対する関係機関による組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心に、事実関係を明らかにするための調査を行う。
- ④ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめは、教育委員会及び所轄警察署と連携し厳正に対処する。

※危機管理マニュアルに「自殺関連行動に対する対応について」を追録した

5 いじめ防止の評価

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握、いじめ防止の取り組みや早期発見、さらにいじめに対する措置を適切に行うため、マネジメント・サイクルにより実践の検証を行うとともに、保護者評価など学校評価の項目として取り扱い、客観的かつ適正に以下の内容を評価する。

- ① いじめの調査及び分析に関わる内容
- ② いじめ防止に関わる内容
- ③ いじめの早期発見に関わる内容
- ④ いじめの再発防止に関わる内容
- ⑤ いじめ防止に対する教職員の指導及び連携に関わる内容
- ⑥ 関係機関との連携に関わる内容

令和7年度 登別市立西陵中学校 いじめ防止基本方針(簡略版)

いじめは、いじめを受けた側、行った側ばかりでなく、周囲の子どもも含め、全ての子どもの心身の健康や人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、絶対に許されることではありません。そこで、本校では「いじめ防止対策推進法」「北海道いじめの防止等に関する条例」「登別市いじめ防止基本方針」を受けて、毎年、4月に見直しを行い、作成した「西陵中学校いじめ防止基本方針」をもとに、よりわかりやすい簡略版を作成し、配布しています。何があってもいじめを行うことはいけないという考えに立ち、いじめをさせず、また、小さいじめをいち早く見つけ、素早く解決していきます。

学校は、いじめがないかしっかり調べます。

- いじめが起きないよう、また、これからいじめになりそうな問題を解決するために、年に2回のアンケートを行います。
- 担任を中心に生徒一人ひとりから直接、話を聞く教育相談を随時行っています。
- 心の教室(ステップルーム)相談員の先生が毎週水曜日と金曜日来校し、話を聞いてくれます。
- 悩みや相談したいことがあれば、隨時、話を聞くようにします。

学校は、いじめをしない、させない取組をします。

- すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事にすすんで参加・活躍できる学校づくりを進めています。
- 全学年統一した【学習三原則 TMR】を守り、学習に集中できる環境を生徒と共につくりていきます。
 - T**ime (チャイムが鳴る前に着席する)
 - M**anner (正しい姿勢・文で答える)
 - R**eaction ('はい' と返事「うなずき」「拍手」)
- 学力向上のための取組を充実させ、学習指導を改善していきます。「わかりやすい授業」「生徒は授業に何を望んでいるか」を分析し、授業に生かしていきます。
- 「小一校と中一校」という校区の特性を生かし、小中連携を深めることで「中1ギャップ」を解消し、互いに認め合い、支え合い、高め合える学級・学年づくり、自己有用感が得られるような集団づくりを目指します。
- 道徳教育に力を入れ、日常的にいじめの問題について触れています。「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体でつくっていきます。

学校でいじめが起こったら…

- まず、どんないじめがあったのかを徹底して調べます。
- いじめを受けている子どもを必ず守ります。
- いじめを行った子どもには、いじめをやめさせる指導を行います。また、いじめを行った原因を見つけ、その原因を取り除き、二度といじめを行わないように支えたり、助けたりします。
- いじめを行った生徒を別室で学習させる等、いじめを受けた生徒が安心して授業を受けられるようにします。必要な場合は、いじめを受けた生徒がいじめを原因として教室に入れない場合は、学習機会を確保するために別室登校や別室授業等を行うこともあります。
- 悪質な場合は、関係機関と協力して問題を解決する場合もあります。